

## 小項目、適用除外がある場合の記入方法 (例)

### 建築物移動等円滑化基準チェックシート 1 (共同住宅以外の建築物用)

便所 ( 1 ) 令14 条例7		1	次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
			車いす使用者用便房( 7)を一以上設置	
			介護器具(オストメイト対応)が設置されている便房を一以上設置	
	条	2	小便器を設置する場合は、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を一以上設置	
	( 4 ) 条	3	床は滑りにくい仕上げ	
( 4 ) 条	4	ベビーベッド等( 6)を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ、便房及び便	設けてない場合は、斜線を引きましょう	
浴室等 ( 2 ) 条例8	条	1	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	条	2	次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
	条		浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
	条		車いす使用	出入口の幅は、枠の大きさではありません。
	条		出入口の幅	両開き 使用しやすいように
	条		戸は自動的	片側で確保します。
			引き戸	引き残しを除きます。
				可能な構造とし、その前後に高低差なし
段差の禁止 令18 一		1	移動等円滑化経路には、階段又は段を設けない	
			傾斜路・EVその他の昇降機を併設する場合を除く	
出入口 令18 二	条	1	幅(開放時有効)85cm以上(直接地上に通じる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く)	
条例10 一	条	2	直接地上に通じる出入口の幅(開放時有効)100cm以上	
		3	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等 令18 三	条	1	適用を受けないものには	に支障のない場所の設置
条例10 二		2	斜線を引きましょう	す使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし
	条	3		
	条	4	階段の下端に近接する部分に点状ブロック等( 6)を敷設	11
( 5 ) 条		5	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置	12
傾斜路(屋内) 令18 四	条	1	幅 140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
条例10 三	条	2	勾配 1/12以下	
	条	3	手すりの設置	
	条	4	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の平坦な部分の設置	図面にも記入されていますか?
	条	5	両側に側壁又は立上りの設置	
	条	6	始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	

チェックシートに記入するだけでなく、確認時に関係法令として審査できるように必要な内容をそれぞれ図面にも記入します。(建築基準法施行規則第1条の3 表二(八十六項)シート4参照)  
 バリアフリー法第17条の認定を受けているものであっても、建築物バリアフリー条例(特に移動等円滑化経路)の基準が上回るものがあります。(確認の審査事項となりますので注意しましょう。)

建築物移動等円滑化基準チェックシート 1 (共同住宅以外の建築物用)

シート1(共同住宅以外の建築物用)

平成22年3月改訂版

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 政令第379号平成18年12月20日施行)

条例：建築物バリアフリー条例(高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 平成18年12月20日改正)

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設(移動等円滑化経路を含む) (視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの (特)不特定多数の者が利用するもので床面積が2000㎡以上のもの			
建築物特定施設 条:条例付加規定	チェッ ク 欄	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和 措置
廊下等 令11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 (視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等( 6)を敷設	1
階段 令12、条例6	条	1 手すりの設置(踊場を除く)	
		2 踊場に手すりの設置	2
		3 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		4 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		5 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		6 主たる階段は回り階段でないこと	3
	条	7 けあげ18cm以下、踏面26cm以上	2
	条	8 階段の幅 120cm以上	2
			9 (視) 段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等( 6)を敷設
傾斜路(屋内) 令13		1 勾配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 4 (視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等( 6)を敷設	5
便所 ( 1 ) 令14 条例7	条	1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 車いす使用者用便房( 7)を一以上設置 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を一以上設置	
		2 小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を一以上設置	
		3 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		4 ベビーチェア等を設けた便房を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)、便房及び便所の出入口にその旨表示	
		5 ベビーベッド等を設置(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く)、便所の出入口にその旨表示	
浴室等( 2 ) 条例8	条	1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		2 次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
		浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
		車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保	
		出入口の幅(開放時有効)85cm以上 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
ホテル客室 令15	条	1 ホテル、旅館で客室の総数が50以上の場合、車いす使用者用客室を一以上設置	
		2 車いす使用者用客室の便所は次に掲げるもの 便所内に車いす使用者用便房を設置 車いす使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅(開放時有効)80cm以上 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	6
		3 車いす使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの 車いす使用者等が円滑に利用できる構造( 8) 出入口幅(開放時有効)80cm以上 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	7
敷地内通路 (屋外) 令16	条	1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		2 段がある部分は次に掲げるもの 手すりの設置 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		3 傾斜路は次に掲げるもの 勾配1/12を超え又は高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
駐車場( 3 ) 令17 条例9	条	1 次に掲げる車いす使用者用駐車施設を一以上設置 幅 350cm以上 車いす用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
		2 車いす使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
標識 令19		1 移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識( 9)を設置	
案内設備 令20	条	1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置 移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置 移動円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等( 11)で視覚障害者に示す設備の設置 案内所の設置( 、 の代替措置)	8
案内設備まで の経路 令21	条	1 (視) 道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の一以上 次の視覚障害者移動等円滑化経路 線状ブロック、点状ブロック等( 6)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	9
		車路に近接する部分に点状ブロック等( 6)を敷設 段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等( 6)を敷設	10

移動等円滑化経路とは? (令第18条第1項) (条例第10条第2項)	1 道等から利用居室までの経路(一部の建築物( )を除き、地上階とその直上・直下階のみ利用居室がある場合の移動経路も対象) 2 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用便房までの経路 3 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用駐車施設までの経路 4 道等から一方の公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路(当該公共歩廊又は敷地にある部分のみ)
--	---

移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設(移動等円滑化経路に追加される基準) (視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの (特)不特定多数の者が利用するもので床面積が2000㎡以上のもの			
建築物特定施設 条:条例付加規定	チェッ ク 欄	建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)	緩和 措置
段差の禁止 令18 一		1 移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けない 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く	
出入口 令18 二 条例10 一	条	1 幅(開放時有効)85cm以上(直接地上に通じる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く)	
		2 直接地上に通じる出入口の幅(開放時有効)100cm以上	
		3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等 令18 三 条例10 二	条	1 幅 140cm以上	
		2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置	
		3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4 (視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等( 6)を敷設	11
		5 授乳及びおむつ交換のできる場所を設置	12
傾斜路(屋内) 令18 四 条例10 三	条	1 幅 140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
		2 勾配 1/12以下	
		3 手すりの設置	
		4 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
		5 両側に側壁又は立上りの設置	
		6 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター 及び 乗降ロビー 令18 五 条例10 四	条	1 利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること	
		2 かご・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上(建築物の床面積が5000㎡を超える場合は90cm以上)	
		3 かごの奥行き 135cm以上	
		4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
		5 かご内及び乗降ロビーに車いす使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置	
		6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置	
		7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	
		8 (特) かごの幅 140cm以上	
		9 (特) 車いすの転回に支障のない構造	
		10 (視) かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	13
		11 (視) かご内及び乗降ロビーの制御装置(車いす利用者が利用しやすい位置等( 10))は、点字等( 12)で視覚障害者が円滑に操作可能な構造	13
		12 (視) かご又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	13
敷地内通路 (屋外) 令18 七 条例10 五	条	1 幅 140cm以上	
		2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置	
		3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4 傾斜路は次に掲げるもの 幅 140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上) 勾配 1/20以下 手すりの設置	
		両側に側壁又は立上りの設置 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
特殊な構造又は使用形態の昇降機 令18 六		平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること	

- 対象となる用途と規模は限定 詳細は、建築物バリアフリー条例第10条第1項第二号八及び別表第3を参照
- ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- 国交省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
- 国交省告示第1495号(浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造)
- 国交省令第113号(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの)
- 令第18条第2項五(2)(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る)
- 国交省告示第1491号(文字等の浮き彫り、音による案内、点字及び に類するもの)
- 国交省告示第1493号(文字等の浮き彫り、音による案内、点字及び に類するもの)

緩和措置

- 国交省告示第1497号第1(勾配1/20以下 高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜 自動車駐車施設内)
- 建築物バリアフリー条例第6条第2項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置は適用外(階段の手すりは踊場のみ適用除外) 建築基準法施行令第25条にも階段の手すりの設置規定あり)
- バリアフリー令第12条6号(回り階段以外の空間確保困難であるときを除く)
- 国交省告示第1497号第2(自動車駐車施設内 踊場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合)
- 国交省告示第1497号第3(1、踊場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合)
- バリアフリー令第15条2項1号(同一階に不特定多数の者が利用する便所(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合)
- バリアフリー令第15条2項2号(不特定多数の者が利用する車いす使用者用浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合)
- バリアフリー令第20条第1項(当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く)
- 国交省告示第1497号第4(4、案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合)
- 国交省告示第1497号第5(1、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等)
- 建築物バリアフリー条例第10条第1項第2号ロ(自動車駐車施設内 点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合)
- 建築物バリアフリー条例第10条第1項第2号ハ(他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合)
- 国交省告示第1494号(自動車駐車施設内に設けるもの)

- 令第23条・条例第13条による読み替えにより、多数の者が利用する条例で追加した特定建築物の建築物特定施設も対象  
バリアフリー条例第10条第2項(幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋貸衣装屋等サービス業を営む店舗)
- 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
  - 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
  - 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
  - 対象となる用途と規模は限定 詳細は、建築物バリアフリー条例第7条第2項第一、二号及び別表第2を参照

建築物移動等円滑化基準チェックシート2 (共同住宅用)

平成22年3月改訂版

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 政令第379号平成18年12月20日施行)

条例：建築物バリアフリー条例(高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 平成18年12月20日改正)

多数の者(令第23条・条例第13条による読み替えにより)が利用する建築物特定施設(移動等円滑化経路、特定経路を含む)				
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和 措置	
廊下等 令11		表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
階段 令12、条例6	条	1 手すりの設置(踊場を除く)	1	
		2 踊場に手すりの設置		
		3 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
		4 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能		
		5 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
		6 主たる階段は回り階段でないこと		
	条	7 けあげ18cm以下、踏面26cm以上	1	
	条	8 階段の幅 120cm以上	1	
傾斜路(屋内) 令13		1 勾配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置		
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
		3 前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
便所(1) 令14 条例7		1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 車いす使用者用便房(4)を一以上設置 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便所を一以上設置		
	条	2 小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を一以上設置		
		3 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
浴室等(2) 条例8	条	1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	条	2 次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)		
	条	浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置		
	条	車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保		
	条	出入口の幅(開放時有効)85cm以上 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
敷地内通路 (屋外) 令16		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
		2 段がある部分は次に掲げるもの 手すりの設置 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
		3 傾斜路は次に掲げるもの 勾配1/12を超え又は高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
	駐車場(3) 令17 条例9		1 車いす使用者用駐車施設を一以上設置 幅 350cm以上 車いす用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
		条	2 車いす使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
	標識 令19		1 移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(5)を設置	
案内設備 令20		1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置 移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	3	
		移動円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(6)で視覚障害者に示す設備の設置		
		案内所の設置(、の代替措置)		

多数の者が使用する 便所、駐車場、集会室等 がある場合	建築物、敷地内に左記の建築物特定施設や利用居室を設ける場合、 当該施設までの移動等円滑化経路のチェックが必要 (チェックシート1 右欄を添付)
-----------------------------------	---

シート2(共同住宅用)

特定経路とは? (条例第11条第1項)	道等から各住戸までの一以上の多数の者が円滑に利用できる経路 (地上階とその直上・直下階のみに住戸がある場合は、地上階にあるもののみ)
------------------------	---

特定経路を構成する建築物特定施設(特定経路に追加される基準)			
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(特定経路)	緩和 措置
段差の禁止 条例11 一	条	1 特定経路上には、階段又は段を設けない 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く	
出入口 条例11 二	条	1 幅(開放時有効)80cm以上	
	条	2 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等 条例11 三	条	1 幅 120cm以上	
	条	2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造	
	条	3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
傾斜路(屋内) 条例11 四	条	1 幅 120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
	条	2 勾配 1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
	条	4 高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
	条	5 両側に側壁又は立上りの設置	
エレベーター 及び昇降ロビー 条例11 五	条	1 各住戸、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること	
	条	2 かご・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上	
	条	3 かごの奥行き 115cm以上	
	条	4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
	条	5 かご及び乗降ロビーに、車いす使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置	
	条	6 かご内に、停止予定階、かごの現在位置を表示する装置の設置	
	条	7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	
敷地内通路 (屋外) 条例11 七	条	1 幅 120cm以上	
	条	2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置	
	条	3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	条	4 傾斜路は次に掲げるもの 幅 120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
	条	勾配 1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
	条	高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
	条	両側に側壁又は立上りの設置	
特殊な構造又は使 用形態の昇降機 条例11 六	条	1 始点、終点到に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
	条	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること	

- 多数の者が利用する便所を設ける場合
- 多数の者が利用する浴室等を設ける場合
- 多数の者が利用する駐車場を設ける場合
- 国土交通省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
- 国土交通省令第113号(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの)(JIS Z8210に適合するもの)
- 国土交通省告示第1491号(文字等の浮き彫り、音による案内、点字及び に類するもの)

緩和措置

- 建築物バリアフリー条例第6条第2項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置の場合は適用外(階段の手すりは踊場のみ適用除外) 建築基準法施行令第25条にも階段の手すりの設置規定あり)
- バリアフリー令第12条6号(回り階段以外の空間確保困難であるときを除く)
- バリアフリー令第20条第1項(当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く)

建築基準法施行規則

(昭和25年11月16日建設省令第40号)

第1条の3

- 一 イ (省略)
  - ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)に掲げる建築物にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類
    - (1) 次の表二の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる図書  
(以下、省略)
- 二 (抄)

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(八十六)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条の規定が適用される建築物	配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令379号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。)第16条に規定する敷地内の通路の構造
			移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造
			車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法
		各階平面図	客室の数
			動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置
			車いす使用者用客室及び案内所の位置
			移動等円滑化促進法施行令第18条第2項第六号及び第19条に規定する標識の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第1項に規定する案内板その他の設備の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第2項に規定する設備の位置
			移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造
			移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビームの構造
			車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造
			移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造
			階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造